

※附属品や部分品については、基本的に、親貨物の規制項番よりその附属品や部分品も規制されるかご確認ください。

○:掲載項番

別1項番	関係省令		規制貨物	項目別対比表	パラメータシート
	条	項 号			
01	1の項. 武器(武器)				
1(1)			銃砲・銃砲弾		
1(2)			爆発物・爆発物投下・発射装置		
1(3)			火薬類・軍用燃料		
1(4)			火薬・爆薬の安定剤		
1(5)			指向性エネルギー兵器		
1(6)			運動エネルギー兵器・その発射体		
1(7)			軍用車両・軍用仮設橋		
1(8)			軍用船舶・その船体		
1(9)			軍用航空機		
1(10)			防潜網・魚雷防御網・ 磁気機雷掃海用の浮揚性電らん		
1(11)			装甲板・軍用ヘルメット・防弾衣		
1(12)			軍用探照灯・その制御装置		
1(13)			軍用細菌製剤・化学製剤・放射性製剤・これらの散布・防護・浄化・探知・ 識別の装置		
1(13)2)			軍用細菌製剤・化学製剤・放射性製剤の浄化用の化学物質混合物		
1(14)			軍用化学製剤探知・識別用生体高分子・その製造用細胞株・軍用化学製 剤浄化・分解用生体触媒・その製造用ベクター・ウイルス・細菌株		
1(15)			軍用火薬類製造設備・試験装置		
1(16)			兵器製造用装置・試験装置		
1(17)			軍用人工衛星		
02	2の項. 原子力(NSG)				
2(1)	1	1	核燃料物質・核原料物質	○	先端材料関連
2(2)		2	原子炉・原子炉用発電装置・推進装置	○	
2(3)		3	重水素・重水素化合物	○	先端材料関連
2(4)		4	人造黒鉛	○	
2(5)		5	核燃料・核原料物質の分離装置・再生装置・制御装置	○	
2(6)		6	リチウム同位元素分離用装置・ 核燃料物質の成型加工用装置	○	
2(7)		7	ウラン・プルトニウムの同位元素分離用装置	○	
2(8)		8	周波数変換器	○	
2(9)		9	ニッケル粉・ニッケル粉を用いた多孔質金属	○	先端材料関連
2(10)		10	重水素・重水素化合物の製造装置	○	
2(10)2)		10の2 10の3	三酸化ウラン・六ふっ化ウラン・二酸化ウラン・四ふっ化ウラン・金属ウラン・四塩化ウラン・ 二酸化プルトニウム・しゅう酸プルトニウム・過酸化プルトニウム・三ふっ化プルトニウム・四 ふっ化プルトニウム・金属プルトニウムの製造装置	○	
2(11)		11	しごきスピニング加工機	○	
2(12)			数値制御工作機械・測定装置	○	
1		14	工作機械	○	
2		17	測定装置	○	
2(13)		18	誘導炉・アーク炉・プラズマ電子ビームを用いた溶解炉・ 附属装置(制御装置・監視装置)・部分品(プラズマトーチ・電子ビーム銃)	○	
2(14)		19	アイソトピックプレス・制御装置	○	
2(15)			ロボット・制御装置	○	
1		20(イ)	防爆構造のもの	○	
2		20(ロ)	放射線の影響を防止するもの	○	
2(16)		21	振動試験装置	○	
2(17)			ガス遠心分離機のロータに用いられる構造材料	○	先端材料関連
1		22(イ)	アルミニウム合金	○	
2		22(ロ)	炭素繊維・アラミ繊維・ガラス繊維・炭素繊維・ガラス繊維のプリプレグ・ 炭素繊維・アラミ繊維の成型品	○	
3		22(ハ)	マルエージング鋼	○	
4		22(ニ)	チタン合金	○	
2(18)		23	ベリリウムの地金・ベリリウムのくず・ベリリウム合金の地金・ベリリウム合金のくず・ ベリリウム化合物・これらの半製品・一次製品	○	
2(19)		24	核兵器起爆用アルファ線源となる物質・その原料となる物質	○	
2(20)		25	ほう素10	○	
2(21)		26	核燃料物質製造用の還元剤物質・酸化剤物質	○	
2(22)		27	アケニド耐食性のるつぼ	○	
2(23)		28	ハフニウムの地金・ハフニウムのくず・ハフニウム合金の地金・ハフニウム合金のくず・ ハフニウム化合物・これらの半製品・一次製品	○	先端材料関連
2(24)		29	リチウム・リチウム合金・リチウム化合物・リチウム混合物・ これらの半製品・一次製品	○	
2(25)		30	タングステン・タングステン炭化物・タングステン合金の一次製品	○	
2(26)		31	ジルコニウムの地金・ジルコニウムのくず・ジルコニウム合金の地金・ジルコニウム合金の くず	○	
2(27)		32	ふっ素製造用の電解槽	○	
2(28)		33	ガス遠心分離機のロータの製造用装置・組立用装置	○	
2(29)		34	遠心力式釣合い試験機	○	
2(30)		35	フラメントワインディング装置・制御装置	○	先端材料関連
2(31)		36	ガスレーザー発振器・固体レーザー発振器・色素レーザー発振器	○	
2(32)		37	質量分析計・イオン源	○	エレクトロニクス
2(33)			六ふっ化ウラン耐食性の圧力計・ヘローズ弁	○	
		38(イ)	圧力計	○	エレクトロニクス
		38(ロ)	ヘローズ弁	○	
2(34)		39	ソレノイドコイル形の超電導電磁石	○	
2(35)		40	真空ポンプ	○	
2(35)2)		40の2	スクロール型圧縮機・スクロール型真空ポンプ	○	
2(36)		41	電圧・電流の変動が少ない直流電源装置	○	
2(37)		42	電子加速器・フラッシュ放電型のエックス線装置	○	
2(38)		43	発射体を用いる衝撃試験機	○	
2(39)		44	高速度の撮影が可能なカメラ	○	

※附属品や部分品については、基本的に、親貨物の規制項番よりその附属品や部分品も規制されるかご確認ください。

○:掲載項番

別1項番	関係省令			規制貨物	項目別対比表	パラメータシート	
	条	項	号				
2(40)			45	流体の速度を測定するための干渉計・圧力測定器・水晶圧電型圧力センサを	○	エレクトロニクス	
2(41)				核兵器の起爆・試験に用いられる貨物	○		
1			46	3個以上の電極を有する冷陰極管	○		
2			47	トリガー火花間げき	○		
3			48	高速度で大電流用のスイッチング組立品	○		
4			49	ハルス用コンデンサ	○	エレクトロニクス	
5			50(イ)(ロ)	ハルス発生器・ハルスヘッド	○		
6			50(イ)	キセノンせん光ランプの発光装置	○		
7			51	雷管の部分品	○		
2(42)			52	陽極ハルス立上がり時間が短い光電子増倍管	○		
2(43)			53	静電加速型の中性子発生装置	○		
2(44)			54	遠隔操作マニピュレーター	○		
2(45)			55	放射線遮へい窓・その窓枠	○		
2(46)			56	耐放射線テレビカメラ・レンズ	○		
2(47)			57	トリチウム・トリチウム化合物・トリチウム混合物	○	先端材料関連	
2(48)			58	トリチウムの製造・回収・貯蔵用の装置	○		
2(49)			59	トリチウム回収用・重水製造用の白金を用いた触媒	○	先端材料関連	
2(50)			60	ヘリウム3	○		
2(51)			61	レニウム・レニウム合金・レニウムタングステン合金の一次製品	○		
2(52)			62	防爆構造の容器	○		
03 3の項. 化学兵器(オーストラリアグループ)							
3(1)	2	1	1,2,3	軍用化学製剤原料・同等の毒性を有する物質・同等の毒性を有する物質	○	化学製剤原料関連	
3(2)	2	2		化学製剤用製造装置	○		
1			1	反応器	○		
2			2	貯蔵容器	○		
3			3	熱交換器・凝縮器・部分品(チューブ・プレート・コイル・ブロック)	○		
4			4	蒸留塔・吸収塔・部分品(液体分配器・蒸気分配器・液体収集器)	○		
5			5	充てん用の機械	○		
6			6	かくはん機・部分品(インペラー・プレート・シャフト)	○		
7			7	弁・部分品(ケーシング・ケーシングライナー)	○		
8			8	多重管	○		
9			9	ポンプ・部分品(ケーシング・ケーシングライナー・インペラー・ローター・ジェットポンプノズル)	○		
10			10	焼却装置	○		
11			11,12	空気中の物質を検知する装置・部分品(検出器・センサーデバイス・センサーカードリッジ)	○		
03 3の2項. 生物兵器(オーストラリアグループ)							
3の2(1)	2条の2	1	1,2,3,4,5,6,7	軍用細菌製剤原料の生物・毒素・そのサブユニット・遺伝子	○		
3の2(2)		2		軍用の細菌製剤の開発・製造・散布装置	○		
1			1	物理的封じ込めに用いられる装置	○		
2			2	発酵槽・部分品(培養容器・制御装置)	○		
3			3	遠心分離機	○		
4			4,4の2	クロスフロー過用の装置	○		
5			5	凍結乾燥器	○		
5の2			5の2	噴霧乾燥器	○		
6			6	物理的封じ込め施設において用いられる防護のための装置	○		
7			7	粒子状物質の吸入の試験用の装置	○		
8			8	噴霧器・煙霧器・部分品(スプレーフーム・ノズル・エアゾール発生装置)	○		
04 4の項. ミサイル(MTCR)							
4(1)	3		1	ロケット・ロケット製造装置・工具・試験装置	○		
4(1の2)			1の2 1の3	無人航空機・無人航空機製造装置・工具・試験装置	○		
4(2)			2	多段ロケットの各段・再突入機・誘導装置・推力方向制御装置・これらの製造装置・工具・試験装置	○		
4(3)			2,3,4	推進装置・モーターケースのライニング・断熱材・多段ロケットの切離し装置・段間継手	○		
4(4)			5	しごきスピニング加工機	○		
4(5)			6	推進薬制御装置用サーボ弁・ポンプ・ガスタービン	○		
4(5の2)			6の2	推進薬制御装置用ポンプに使用可能な軸受	○		
4(6)			7	推進薬・その原料となる物質	○	先端材料関連	
4(7)			8	4の(6)の製造装置・工具・試験装置	○		
4(8)			9,9の2	混合機	○		
4(9)			10,10の2	ジェットミル・粉末状の金属の製造装置	○		
4(10)			11	複合材料・繊維プリプレグ・プリフォームの製造装置	○		
4(11)			12	ノズル	○		
4(12)			13	ロケット推進装置のノズル・再突入機先端部の製造装置・制御装置	○		
4(13)			14	アイソスチックプレス・制御装置	○		
4(14)			15	炭素密度増加炉・制御装置	○	先端材料関連	
4(15)			16	構造材料(複合材料・複合材料成型品・人造黒鉛・タングステン・モリブデン・これら主たる合金の粉・マルエージング鋼・ステンレス鋼)	○		
4(16)			17 17の2 17の3	ロケット・無人航空機に使用できる装置(加速度計・ジャイロスコープ・航法装置・磁気方位センサー)・航法システム・これらの製造用装置・工具・試験装置・校正装置	○		
4(17)			18 18の2 18の3	ロケット・無人航空機用飛行制御装置・姿勢制御装置・試験装置・校正装置・心合わせ装置	○		
4(18)			19	アピオニクス装置	○		
4(18の2)			19の2	ロケット・無人航空機に使用することができる熱電池	○		

※附属品や部分品については、基本的に、親貨物の規制項番よりその附属品や部分品も規制されるかご確認ください。

○:掲載項番

別1項番	関係省令		規制貨物	項目別対比表	パラメータシート
	条	項 号			
4(19)		20	航空機搭載用の重力計・船舶搭載用の重力計	○	
		20の2	航空機搭載用の重力勾配計・船舶搭載用の重力勾配計	○	
4(20)		21	ロケット・無人航空機の発射台・地上支援装置	○	
4(21)		22	無線遠隔測定装置・無線遠隔制御装置・	○	
		22の2	追跡装置	○	
4(22)		23	ロケット搭載用の電子計算機	○	コンピュータ
4(23)		24	ロケット・無人航空機に搭載できるA/D変換器	○	
4(24)		25	振動試験装置・空気力学試験装置・燃焼試験装置・	○	
			環境試験装置・電子加速器・電子加速器を用いた装置	○	
4(24の2)		25の2	ロケット設計用の電子計算機	○	コンピュータ
4(25)		26	電波・音波・光減少用材料・装置・試験装置	○	先端材料関連
4(26)		27	ロケット・無人航空機に搭載できる集積回路・探知装置・レドーム	○	
05 5の項 先端材料(ワッセナー・アレンジメント)					
5(1)	4	1	ふっ素化合物の製品	○	先端材料関連
5(2)			削除	○	
5(3)		3	芳香族ホリミドの製品	○	先端材料関連
5(4)		6	チタン・アルミニウム・これら合金の超塑性成形・拡散接合工具	○	
5(5)		5.7	ニッケル合金・チタン合金・ニオブ合金・アルミニウム合金・マグネシウム合金・ これらの粉・これらの製造装置	○	
5(6)		8	金属性磁性材料	○	
5(7)		9	ウランチタン合金・タングステン合金	○	
5(8)		10	超電導材料	○	
5(9)			削除	○	
5(10)		11	潤滑剤として使用することができる材料	○	先端材料関連
5(11)		11	振動防止用液体	○	
5(12)		11	冷媒用液体	○	
5(13)		12	チタンのほう化物を用いて製造したセラミック粉末	○	
5(14)		12	セラミックの複合材料	○	
5(15)		12	ポリシオロガノシラン・ポリシラサン・ポリカルボシラサン	○	
5(16)		13	ビスマレイド・芳香族ホリアミドイミド・芳香族ホリイミド・芳香族ホリエーテルイミド・ホリアーレンケトン・ホリアーレンスルライド・ホリビフェニレンエーテルスルホン	○	
5(17)		14	ふっ化ホリイミド・ふっ化ホスファゼン	○	
5(18)		2.4.15	有機繊維・炭素繊維・無機繊維(16)の繊維・プリプレグ・プリフォーム、 成型品、これらの製造装置	○	
5(19)		16	ほう素・その混合物・ほう素合金・その混合物・硝酸クアニジン・ニトログアニジン	○	
06 6の項 材料加工(ワッセナー・アレンジメント)					
6(1)	5	1	軸受	○	
6(2)		2.3.4	数値制御工作機械	○	
6(3)		5	歯車製造用工作機械・制御装置	○	
6(4)		6	アイソスチックプレス	○	
6(5)		7	コーティング装置	○	
6(6)		8	測定装置	○	
6(7)		9	ロボット・制御装置	○	
6(8)		10	フィードバック装置・複合回転テーブル・スピンドル	○	
6(9)		11	絞りスピニング加工機	○	
07 7の項 エレクトロニクス(ワッセナー・アレンジメント)					
7(1)	6	1	集積回路	○	エレクトロニクス
7(2)		2, 15	マイクロ波用機器・ミリ波用機器の部分品・マイクロ波用試験受信機	○	
7(3)		3	弾性波又は音響光学効果を利用する信号処理装置	○	
7(4)		4	超電導材料を用いた装置	○	
7(5)		7	超電導電磁石	○	
7(6)		5.7の2	一次セル・二次セル・太陽電池セル	○	
7(7)		6	高電圧用コンデンサ	○	
7(8)		8	エンコーダ・部分品(リング・ディスク・スケール)	○	
7(8の2)		8の2	ハルス出力切換えサイリスター・ベース・サイリスターモジュール	○	
7(8の3)		8の3	電力の制御用又は電気信号の整流を行う半導体素子・半導体モジュール	○	
7(9)		9	サンプリングオシロスコープ	○	
7(10)		10	アナログデジタル変換器	○	
7(11)		11	デジタル方式の記録装置	○	
7(12)		13	信号発生器	○	
7(13)		12	周波数分析器	○	
7(14)		14	ネットワークアナライザ	○	
7(15)		16	原子周波数標準器	○	
7(15の2)		16の2	スプレー冷却方式の熱制御装置	○	
7(16)		17	半導体製造装置・試験装置	○	エレクトロニクス
7(17)		17	マスク・レチクル	○	
7(18)		18	半導体基板	○	
7(19)		19	レジスト	○	
7(20)		20	アルミニウム・ガリウム・インジウムの有機金属化合物・燐・砒素・アンチモン有機化合物	○	
7(21)		21	燐・砒素・アンチモンの水素化合物	○	
7(22)		22	炭化けい素・窒化ガリウム・窒化アルミニウム・窒化アルミニウムガリウムの基板・インゴット・ ブール・その他のプリフォーム	○	
08 8の項 コンピュータ(ワッセナー・アレンジメント)					
8	7	1,3,4,5	電子計算機	○	コンピュータ
09 9の項 通信関連(ワッセナー・アレンジメント)					
9(1)	8	1.2	伝送通信装置	○	通信・情報セキュリティ
9(2)		1	電子式交換装置	○	
9(3)		1.4	通信用光ファイバー	○	
9(4)			削除	○	
9(5)		1.5	フェーストアレーアンテナ	○	通信・情報セキュリティ
9(5の2)		1.5の2	監視用方向探知機	○	
9(5の3)		1.5の3	無線通信傍受装置・通信妨害装置・これらの作動を監視する装置	○	

項目別対比表・パラメータシートに掲載されている関係法令早見表(貨物)

H.30.1.22更新

※附属品や部分品については、基本的に、親貨物の規制項番よりその附属品や部分品も規制されるかご確認ください。

○:掲載項番

別1項番	関係省令		規制貨物	項目別対比表	パラメータシート	
	条	項 号				
9(5)4)		1.5の4	電波その他の電磁波を発信せず位置を探知できる装置	○		
9(5)5)		1.5の5	インターネットによる通信内容監視装置	○		
9(6)		6.7,8の2	(1)から(3)、(5)から(5の5)の貨物の設計装置・製造装置・測定装置・試験	○		
9(7)		9,11	暗号装置	○	エレトロニクス	
9(8)		10(ロ)	情報システムのセキュリティ管理装置(暗号装置以外)	○		
9(9)			削除	○		
9(10)		10(イ)	盗聴検知機能を有する通信ケーブルシステム	○	通信・情報セキュリティ	
9(11)		12	(7)、(8)若しくは(10)の貨物の設計装置・製造装置・測定装置	○		
10 10の項. センサー・レーザー(ワッセナー・アレンジメント)						
10(1)	9	1,2	音波利用水中探知装置・船舶用の位置決定装置・船舶用の対地速力の測定装置	○	音響センサー・レーダー	
10(2)		3,4,5,6	光検出器・その冷却器・光検出器を用いた装置	○		
10(3)		7	センサー用光ファイバー	○		
10(4)		8	カメラ	○		
10(5)		9	反射鏡	○		
10(6)		9	光学部品	○		
10(7)		9	光学器械,光学部品の制御装置	○		
10(7の2)		9の2	非球面光学素子	○		
10(8)		10	レーザー発振器・試験装置	○		
10(8の2)		10の2	レーザー光を利用して音声を探知する装置	○		
10(9)		11	磁力計・水中電場センサー・磁場勾配計・これらの校正装置	○		
10(9の2)		11の2	水中で磁場又は電場を検知する装置	○		
10(10)		12	重力計・重力勾配計	○		
10(11)		13	レーダー	○	音響センサー・レーダー	
10(12)		14	光反射率測定装置・レンズ・反射鏡の表面形状の測定装置	○		
10(13)		15	重力計製造装置,校正装置	○		
10(14)		16	光検出器,光学部品の材料物質・レーザー発振器用の結晶	○		
11 11の項. 航法関連(ワッセナー・アレンジメント)						
11(1)	10	1	加速度計	○		
11(2)		2	ジャイロスコプ	○		
11(3)		3	慣性航法装置,その他の慣性力を利用する装置	○		
11(4)		4,5,6	ジャイロ天測航法装置・位置,針路測定装置・電波受信装置・航空機用の高	○		
11(4の2)		7	水中ソナー航法装置	○		
11(5)		8,9	(1)から(4の2)までに掲げるものの試験装置・校正装置・心合わせ装置・製造用の装置	○		
12 12の項. 海洋関連(ワッセナー・アレンジメント)						
12(1)	11	1,3	潜水艇	○		
12(2)		4,7,9,10	船舶の部分品,附属装置	○		
12(3)		2	水中物体回収装置	○		
12(4)		5	水中用の照明装置	○		
12(5)		6	水中用ロボット	○		
12(6)		8	大気から遮断された状態で使用することができる動力装置	○		
12(7)		11	回流水槽	○		
12(8)		12	浮力材	○		
12(9)		13	自給式潜水用具	○		
12(10)		14	音波を利用して人の水中活動の妨害装置	○		
13 13の項. 推進装置(ワッセナー・アレンジメント)						
13(1)	12	1,2,3	ガスタービンエンジン	○		
13(2)		4,10	人工衛星・その他の宇宙開発用の飛しょう体	○		
13(2の2)		4の2	人工衛星等の制御,監視用の地上に設置される装置	○		
13(3)		5~10	ロケット推進装置	○		
13(4)		10の2	無人航空機	○		
13(5)		11~20	(1)から(4)まで若しくは15(10)に掲げるものの試験装置・測定装置・検査装置・製造装置・工具	○		
14 14の項. その他(ワッセナー・アレンジメント)						
14(1)	13	1,2	粉末状の金属燃料	○	先端材料関連	
14(2)		2	火薬,爆薬の主成分・添加剤・前駆物質	○		
14(3)		3	非磁性材料を用いたディーゼルエンジン	○		
14(4)			削除	○		
14(5)		5	自給式潜水用具	○		
14(6)		1,2,3	航空機輸送可能な土木機械	○		
14(7)		6	ロボット・制御装置	○		
14(8)		7	電気制動シャッター	○		
14(9)		8	1~9	催涙剤・くしゃみ剤・これら散布,防護,探知,識別装置	○	
14(10)		9	1,2	簡易爆破装置の除去,その他の処理装置	○	
14(11)		10		爆発物探知識別装置	○	
15 15の項. 機微品目(ワッセナー・アレンジメント)						
15(1)	14	1	無機繊維,5(16)を使用した成形品	○	先端材料関連	
15(2)		2	電波吸収材・導電性高分子	○		
15(3)		3	核熱源物質	○		
15(4)		5	伝送通信装置	○	通信・情報セキュリティ	
15(4の2)		5の2	簡易爆破装置爆破,防止用無線送信装置	○		
15(5)		6	水中探知装置	○	音響センサー・レーダー	
15(6)		7	宇宙用光検出器	○		
15(7)		8	レーダー	○	音響センサー・レーダー	
15(8)		9	潜水艇	○		
15(9)		10	船舶に使用できる防音装置	○		
15(10)		11	ラムジェットエンジン・スクラムジェットエンジン・複合サイクルエンジン	○		

項目別対比表・パラメータシートに掲載されている関係法令早見表(貨物)

H.30.1.22更新

※附属品や部分品については、基本的に、親貨物の規制項番よりその附属品や部分品も規制されるかご確認ください。

○:掲載項番

	別1項番	関係省令			規制貨物	項目別対比表	パラメータシート
		条	項	号			
16	補完項目						
	16				関税定率法(明治43年法律第54号)別表第25類から第40類まで、第54類から第59類まで、第63類、第68類から第93類まで又は第95類に該当する貨物(1から15までの項の中欄に掲げるものを除く。)	○	
別2	別2	21の3の項			麻薬及び向精神薬原料関連		輸出貿易管理令 別表第2関連
		35の項			オゾン層を破壊する物質関連		
		35の4の項(1)			水俣条約で規定する特定の水銀		
		35の3の項			ロッテルダム条約で定める有害な化学物質及び駆除剤、販売禁止農薬、特定毒物、労安法製造等禁止有害物、化審法第一種特定化学物質関連		
		36の項			ワシントン条約関連		